

元気かいだ!

Q&A

読者からの質問、疑問に
お答えするコーナーです。

禁煙治療について

千葉県医師会

田那村^{たなむら}雅子^{まさこ} 医師

Q 禁煙治療について、保険適応
や具体的な金額など教えて
ください。

A それでは、外来の事例でお答えし
ます。

Aさん 「タバコをやめたいのですが…」

医師 最初に、禁煙外来用の問診票に記入をして頂きます。それから、吐く息の

中の一酸化炭素濃度を測定します。Aさんは36ppmでした。

Aさん 「あー、健康保険は使えるのでしょうか?」

医師 「Aさんは、ニコチン依存度をチェックする質問票で8点(5点以上で保険適応)、1日に20本吸っていて喫煙歴が30年ですのでプリンクマン指数が20本×30年＝600(200以上で保険適応)ですね。禁煙治療を受けることに同意して、問診票の最後にサインをしていただければ、健康保険で治療ができますよ。」

Aさん 「よかったです。何しろ、治療代は自分の小遣いでなんとかしろって女房に言われてるもんで…。保険だといくらくらいかかるんでしょう?」

医師 「お薬を飲み薬・貼り薬のどちらにするかで少し金額が違います。約3か月間の診察・お薬代で1万2千円から1万9千円くらいです。」

Aさん 「けっこう高いですね…。保険ならもつと安いのかな?」

医師 「Aさんは、タバコに毎月いくらからい使っているか、計算してみたことがありますか?」

Aさん 「うーん、一箱410円なので、30日

で1万2千円ちょっと、3か月で3万6千円か。いつも小銭で買っている、そんなに使っているっていう実感がなかったなあ。禁煙できると、お小遣いにも余裕ができそうですね。ただ、本当に禁煙できるか自信がないなあ。ストレスがたまると、本当に禁煙できないんじゃないかと心配だし。」

医師 「タバコを吸わないとイライラする、というのは典型的なニコチンの禁断症状なんです。お薬を使うことでこうした禁断症状が抑えられるので、とても楽に禁煙できるんですよ。Aさんは吐く息の一酸化炭素濃度が36ppmとヘビースモーカーレベル、かなり1本1本をしっかり吸っているタイプのようですので、自力での禁煙より、こうして禁煙外来に来てもらって良かったと思いますよ。」

Aさんは少し禁煙できる自信が出てきたようです。きつと3か月後には、「禁煙して本当によかった」と笑っているAさんに会えることでしょう。

